NEWS　RELEASE

国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
（所属）　自動車交通部　貨物課
（担当）　柏原、酒井
（電話）　０６－６９４９－６４４７

平成３０年６月７日

全国初！
貨客混載で新規許可

～バス・タクシーで荷物を運びます！～

近畿運輸局は、平成３０年６月７日付けで、乗合バス事業者の**平成コミュニティバス株式会社（代表取締役　桑原隆行）**及びタクシー事業者の**山城ヤサカ交通株式会社（取締役社長　粂田晃稔）**が、乗合バス車両及びタクシー車両を用いて貨客混載をするための、**新規許可**を行いました。

今般の新規許可は、貨物運送の許可を取得していない事業者による貨客混載としては、全国初の事例で、今後、当該事業者が保有する乗合バス車両、タクシー車両を使用して、貨物運送を行うことが可能になります。

平成コミュニティバス（株）より提供

山城ヤサカ交通（株）より提供

貨客混載輸送とは？
国土交通省では、自動車運送業の担い手を確保するとともに、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、一定の条件のもとで、旅客運送及び貨物運送の事業の「かけもち」を行うことができるよう制度を改正しました。（平成２９年８月７日改正、同年９月１日施行）

配布先
青灯クラブ
陸運記者会（トラック部会）
京都府政記者クラブ